

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1162号

2022年（令和4年）10月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市民税及び
県民税を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分に係るコンピ
ュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）9月30日付けで諮問（第1162号）された市
税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市民税及び県民税を除く。）
の徴収及び収納並びに滞納処分に係るコンピュータ処理について、次のとお
り答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行う
ことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処
理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、法人市民税等は、地方税共同機構（以下「機構」という。）が
構築した「地方税共通納税システム（以下「共通納税システム」とい
う。）」により電子納税が可能となっている。

令和4年度税制改正に伴い、令和5年4月1日から、共通納税シス
テムで電子納税が可能となる税目が地方税の全税目に拡大されるとと
もに、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納税が
可能となる。

また、総務省と全国銀行協会によって共催された「地方税における
QRコード規格に係る検討会」において、全地方公共団体で令和5年
4月から地方税統一QRコード（以下「QRコード」という。）を活用
した共通納税システムによる納税、金融機関窓口でのQRコード読み
取りによる納税情報の電子化、スマートフォン操作のQRコード読み

取りによる納税に活用するよう示された。

この税制改正等に対応することにより、納税者の利便性の向上、地方公共団体及び金融機関における収納事務の効率化を図ることができる。

以上のことから、本市基幹系システム（Cokas-i）（以下「基幹系システム」という。）で作成した税の賦課情報の共通納税システムへのアップロード、納税後の納税情報（電子データ）を共通納税システムから受信し、基幹系システムに取込み管理する等のコンピュータ処理が必要となるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア 共通納税システム取扱税目及び納付手続の変更点

(ア) 現行

a 取扱税目（申告納税等税目）

法人市民税、個人市県民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、個人市県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、事業所税

b 納付手続

共通納税システム対応ソフトウェアから、申告時の電子データを用いてインターネットバンキング等から納税する。

(イ) 令和5年4月1日以降

a 本市が追加する税目（賦課課税税目）

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割

b 拡大する納付手続

地方税お支払いサイト（令和5年4月1日新設となる共通納税システム対応ソフトウェア）にアクセスして、納付書に記載されている番号を入力又はQRコードを読み取ることにより、クレジットカードやインターネットバンキング等から納税することが可能となる。

スマートフォン決済アプリを起動し、地方税統一QRコードを読み取ることで納税することが可能となる。

イ 処理概要について

(ア) 本市

基幹系システムで税の賦課情報（納付書情報、QRコード）を作成する。納税義務者に納付書を送付する。

(イ) 本市・機構

(ア)で作成した税の賦課情報は、閉域の基幹系ネットワークド

ライブ内に格納される。その後、機構と接続している送受信端末（納税課内1台のみ）から、L G W A N回線を介して、機構（共通納税システムと連携する統一納付書マスタ）にアップロードする。

(ウ) 納税者

地方税お支払いサイトに納付書情報を登録し、(イ)と照合後、クレジットカード等で納税する。

(エ) 納税者

スマートフォン決済アプリでQRコードを読み取り納税する。

(オ) 納税者・金融機関

金融機関窓口で、紙の納付書により納税されたものについて、金融機関でQRコードを読み取り、納税情報を機構にデータ伝送する。

(カ) 機構（共通納税システム）

(ウ)から(オ)のいずれかよる納税手続き後の情報を受信して、納税済情報を作成し、審査システム（機構が地方税等に係るデータを本市に送信するシステム）に送信する。

(キ) 認定委託先事業者・本市

納税済情報について、審査システム（認定委託先事業者が設置運用）からL G W A N回線を介して納税課内の端末で取得する。

(ク) 本市

納税課内の端末から閉域の基幹系ネットワークドライブ内に格納し、基幹系システムに日次処理で取り込み、納税済情報を管理する。

※(ウ)から(オ)の納税手続きについては、納税者がいずれか1つを選択して納税する。

ウ 新たにコンピュータ処理する個人情報の項目

納付書ごとの税の賦課情報

※税の賦課情報：納付書情報を一意に特定するための情報（案件特定キー等）

(ア) 共通納税機関コード

藤沢市に割り振られた地方公共団体コード

(イ) 案件特定キー

本市基幹系システムに入力することにより、個人を特定することができる。

(ウ) 確認番号

上記「案件特定キー」のパスワードに相当

(エ) 税目・料金番号

税目・料金番号を示す

(オ) 課税年度

課税した年度（西暦）を示す

(カ) 期別区分

期別を示す

(キ) 納付税額

納税すべき税額を示す

(ク) 支払期限

税の賦課情報の支払期限を示す

上記「項番2（案件特定キー）」については、納税義務者の氏名等ではなく、採番規則に基づいた数字となり、当該納付書情報だけをもって個人を特定することはできないが、本市基幹系システムで管理する宛名番号と納付書情報を紐付けることにより、個人を特定することができる情報となる。

エ コンピュータ処理を行う必要性

共通納税システムによる電子納税税目の拡大、電子納税の手続き方法の拡大、QRコードを活用した納税手続き及び納税情報の電子化に対応することにより、納税者の利便性の向上及び地方公共団体及び金融機関における収納事務の効率化を図ることができる。

そのため、本市基幹系システムで作成した税の賦課情報の共通納税システムへのアップロード及び納税後の納税情報（電子データ）を共通納税システムから受信し、基幹系システムに取り込んで管理する等のコンピュータ処理が必要となる。

(3) 本審議会への付議事項

ア 本市基幹系システムの改修（日本電気株式会社製（Cokas-i））

共通納税システムで追加税目を納税するための納付書情報連携データの追加、地方税統一QRコードの生成、納付済情報の取込処理に係るシステム改修を行う。

なお、契約については現行契約の保守対応となるため、新たに契約は締結しない。

イ 機構と納税課内送受信端末（1台に限る）との接続

(ア) 機構と送受信を行う税情報項目に「個人市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割」を追加する。

(イ) (ア)の税賦課情報について、納税課内送受信端末からL G W A N回線を使用して機構の統一納付書マスタ※にアップロードする。

※地方税お支払いサイトと統一納付書マスタは、納税手続き時に連携する。

(ウ) 現行の審査システム運用等業務については、機構が認定した事業者（認定委託先事業者）が設置した審査システムを使用する形態をとっており、本業務を株式会社TKC（プライバシーマーク、ISO27001 認証取得）に委託している。

税制改正に伴い、審査システム運用等業務における取扱い情報項目に、「個人市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割」を追加する。

なお、審査システムの運用等業務について、認定委託先事業者が設置した審査システムを使用する形態によるコンピュータ処理については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、承認（2013年（平成25年）9月12日答申第591号及び第592号）を得ている。

(4) 新たにコンピュータ処理を行う情報

ア 検証期間

2022年（令和4年）11月1日から2023年（令和5年）3月31日まで

イ 本稼働年月日

2023年（令和5年）4月1日から

(5) 新たなコンピュータ処理実施に伴う事業者との契約について

ア 件名「地方税共通納税システム税目拡大に伴う導入支援業務委託」

イ 委託先

株式会社TKC

現在の審査システム等の利用に係る契約の受託者が株式会社TKCであり、当該事業者が設置運営する審査システムにおいて、税制改正に伴う税目拡大等に対応するための設定変更等を行う必要があるため、株式会社TKCに業務を委託する。

ウ 委託業務の内容

(ア) 審査システム（機構から本市が納税済情報を受信するに当たって必要となるシステム）について、追加税目に対応するための設定変更を実施する。

(イ) 機構と接続する納税課内の送受信端末の設定変更を実施する。

(ウ) 本番稼働に向けた試験に係るサポートを実施する。

エ 仕様書（案）

上記内容等を記載した「地方税共通納税システム税目拡大に伴う導入支援業務委託仕様書（案）」作成し、契約に関する協議を進めている。

(6) 安全対策

ア 機構の安全対策

- (ア) 納税者が共通納税システムへのアクセスを行う際は、機構への利用届出により利用者ごとに交付される利用者 ID と暗証番号の入力により不正なアクセスを防止している。
- (イ) 納税者等が申告データ等を eLTAX へ送信する際は、電子証明書によって電子署名を行い、第三者によるなりすましやデータの改ざんを防止している。
- (ウ) 納税者等が申告データ等を eLTAX へ送信する際など、必要な場面で SSL 方式の暗号化を行い、個人情報の盗聴防止をしている。また、個人情報を記録するデータベースやサーバはファイアウォールとアクセス監視システムなどによりセキュリティが確保されている。
- (エ) 機構は、地方税共同機構情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定し、情報資産を適切に取り扱うための基本的な方針及び遵守すべき事項や判断の基準としている。ポリシーが遵守すべき法令等としては、地方税法の関連する法令等、特に「地方税法施行規則第 24 条の 42 第 3 項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 149 号。以下「共通納税安全性基準」という。）となり、この基準に基づき、セキュリティ対策を実施する。なお、共通納税安全性基準については、令和 4 年度税制改正により、共通納税システムを通じた電子納税に係る納付手段が拡大されることに伴い、新たに追加される納付手段に関し必要な安全性及び信頼性に関する基準として一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (オ) 地方公共団体が審査システム運用等を委託して業務を行う際の受託者である認定委託先事業者については、機構が定める認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき、機構が都道府県知事及び市区町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの関係書類に記載すべき事項の記録の事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、適切なセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者となり、認定委託先事業者 8 事業者のうち本市が契約する株式会社 TKC はこのうちの 1 者である。

イ 本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

機構と接続している納税課内の送受信端末については、端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に生体認証を行い、担当課職

員以外の端末利用を制限する。また、審査システムのログイン時は、ID及びパスワードの設定により不正アクセスを防止する。

(イ) 専用回線の使用

送受信端末と接続するネットワークは専用回線（L G W A N回線）を使用している。

(ウ) データの管理

機構と接続する送受信端末において送受信したデータは、送受信の都度、閉域の基幹系ネットワークドライブのみに保存し、送受信端末内に送受信したデータは一定期間を過ぎると削除され、残さないこととしている。

なお、機構からの受信データについては、閉域の基幹系ネットワークドライブに保存後、基幹系システムに取り込むが、当該基幹系ネットワークドライブへのアクセスは、情報システム課職員及び納税課職員のみ可能であり、端末へのログイン時生体認証をすることとしている。また、電子媒体を使用しないため、データの紛失、盗難を防止する。

また、基幹系ネットワークドライブに保管した受信データは、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存し、保存年限終了後に消去する。

(7) 添付資料

ア 共通納税システムフロー

イ 納税手続きから納税情報に係る処理概要

ウ お支払いサイトのイメージ

エ 地方税統一 QR コード納付書イメージ

オ 仕様書（地方税共通納税システム税目拡大に伴う導入支援業務委託）

カ 情報セキュリティポリシー（基本方針）（6.0）版

キ 共通納税安全性基準

ク 特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（改正前後の対照表）

ケ 認定委託先事業者の認定等に関する要綱

コ 認定委託先事業者一覧

サ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

共通納税システムによる電子納税税目の拡大、電子納税の手続き方

法の拡大、QRコードを活用した納税手続き及び納税情報の電子化に対応することにより、納税者の利便性の向上及び地方公共団体及び金融機関における収納事務の効率化を図ることができる。

そのため、本市基幹系システムで作成した税の賦課情報の共通納税システムへのアップロード及び納税後の納税情報（電子データ）を共通納税システムから受信し、基幹系システムに取り込んで管理する等のコンピュータ処理が必要となる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)のア、イにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 機構の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ア)、ア(イ)、ア(ウ)

(イ) 日常的な安全対策

ア(エ)

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

ア(オ)

イ 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(ア)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(イ)、イ(ウ)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上